

いわき市保健医療審議会生活衛生対策部会設置要領

(目的)

第1条 市民が安全で快適に暮らせる生活環境づくりの一層の推進に資するため、いわき市保健医療審議会条例第7条により、いわき市生活衛生対策部会（以下「部会」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について、検討・協議を行う。

- (1) 関係機関、団体との情報交換及び連携体制に関すること。
- (2) 安全で衛生的な食品の確保に関すること。
- (3) 安心して暮らせる生活衛生の確保に関すること。
- (4) 狂犬病予防対策と動物の愛護及び管理に関すること。
- (5) その他、生活衛生対策に関すること。

(組織)

第3条 部会は委員及び専門委員12名以内で組織する。

(会議)

第4条 部会の会議（以下「会議」）は、保健医療審議会長の指名を受けた部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、生活衛生課において処理する。

(委任)

第6条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月21日から施行する。